

花見会計事務所だより No.91

4月も後半になりました、朝と昼の寒暖差があり、体調管理が大変です。
今回は、定額減税の概要について紹介させていただきます。

定額減税の概要

令和6年度分の所得税・個人住民税について、納税者本人と同一生計配偶者及び扶養親族（居住者に限ります）。

1人につき、所得税から3万円・個人住民税から1万円が控除されます。

定額減税の対象者

所得税

令和6年度の所得税の納税者である居住者で、令和6年度分の合計所得金額が1805万円以下である納税義務者の方

住民税

令和5年分の合計所得金額が1805万円以下である納税義務者の方です。

定額減税可能額

所得税

- ① 本人（居住者に限ります）・・・3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります）・・・一人につき3万円
※居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続き1年以上居住を有する個人

住民税

- ① 本人（居住者に限ります）・・・1万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります）・・・一人につき1万円

定額減税の実施方法・月次減税（給与所得者について）

所得税

令和6年1月1日現在給与支払者の下で勤務している方で、源泉徴収税額表の甲欄の方

※令和6年6月1日以降に雇用された方で扶養控除等申告書を提出した場合年調で減税します。

通常の減税は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から減税額を控除します。控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払う給与等に対する源泉税額から順次控除します。

住民税

令和6年6月分は徴収されず、定額減税後の税額が7月分から令和7年5月分の11か月に均一にして徴収されます。

※ご不明な点につきましては当事務所にご連絡ください。

・・・吉沢から一言・・・

春がなくなり、いきなり夏のような日差しです。
これから連休もありますので、暑さに負けず
出来るだけ外へ出かけてみたいと思います。

花見会計事務所
Tel: 026-248-7500
Fax: 026-248-7507
e-mail: hanami-tax@nifty.com